

判決年月日	平成27年5月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成26年(行ケ)第10149号		
<p>○発明の名称を「オーバーヘッドホイスト搬送車」とする発明について、引用発明に把持具を水平方向に移動する構成を適用することは、引用発明の技術的意義を失わせることになり、そもそもかかる構成を追加する必要性がなく、そのような構成に変更する動機付けが認められないとして、引用発明から容易想到であるとした審決が取り消された事例。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 不服2013-7294号, 特願2011-115010号(本件出願), 特開平10-45213号公報(刊行物2)

- 1 本件は、拒絶査定不服審判請求不成立審決(不服2013-7294号)に対する審決取消訴訟である。審決の理由は、本件発明は、刊行物2記載の発明(刊行物2発明)及び刊行物1に記載された事項に基づいて、容易想到であるというものである。
- 2 本判決は、審決の刊行物2発明の認定は誤りであり、これに起因して、本件発明との一致点及び相違点1の認定にも誤りがあると判断したが、これらの点が直ちに審決の結論に影響を及ぼすものとはいえないとして、認定の誤りを理由として原告が主張する取消事由は認めなかった。
- 3 しかし、本判決は、次のとおり述べて、審決の相違点1についての容易想到性判断には誤りがあることを認め、これを理由として、審決を取り消した。

「・・・刊行物2発明は、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーション(加工装置)との間の物品の各移載手段を、単一の昇降移動手段で兼用し、構成の簡素化を図ることをその技術的意義とするものである。一方、相違点1に係る本件発明の構成は、オーバーヘッド搬送車からその真下に位置する処理加工治具ロードポートへは、オーバーヘッド搬送車の移動ステージ下方に取り付けられて物品を把持するホイスト把持部が下降して、物品を移送するが、オーバーヘッド搬送車の側方に配置される固定棚へは、ホイスト把持部が移動ステージによって固定棚の上方へ水平方向に移動させられてから下降して、物品を移送するものであり、移動体側に物品の昇降移動と横幅移動の双方の手段を兼ね備え、ロードポートと固定棚への物品移載手段を互いに異なる動作で行うものであり、単一の昇降移動手段で兼用しているものではない。

そうすると、刊行物2発明において、把持具が昇降移動する構成に加えて、水平方向に移動する構成を適用し、物品載置台及び加工装置へ異なる移動手段で物品を移載するという相違点1に係る構成とすることは、刊行物2発明の技術的意義を失わせることになる。そして、そもそも刊行物2発明においては、物品載置台11が揺動移動する構成となっており、移動体3の直下に位置することが可能であるため、物品移載手段BMの

把持具 3 d は昇降移動のみで物品載置台 1 1 との間の物品の移載が可能となるにもかかわらず、あえて把持具 3 d を水平方向に移動させる構成を追加する必要性がなく、そのような構成に変更する動機付けがあるとは認められない。」

「以上によれば、その余の点について検討するまでもなく、刊行物 2 発明に、把持具を水平方向に移動する構成を適用し、相違点 1 に係る構成とすることは、当業者が容易に想到することができたものとは認められない。」

4 なお、本判決は、副引用例である刊行物 1 事項についての審決の認定方法についても言及し、審決の認定方法は相当ではないと判断した。

「審決は、①刊行物 1 の記載によれば、刊行物 1 には、前記第 2 の 4 (4) のとおりの事項（刊行物 1 事項）が記載されていると認定した上、②相違点 1 について検討するため、刊行物 1 事項を本件発明と対比すると、刊行物 1 事項の「グリッパ」、「伸長可能アーム」、「ウェハキャリア」、「キャリア搬送車」は、それぞれ本件発明の「ホイスト把持部」、「移動ステージ」、「カセットポッド」、「オーバーヘッドホイスト搬送車」に相当し、また、刊行物 1 事項の「一方の位置」及び「他方の位置」は、本件発明の「第 1 の位置」及び「第 2 の位置」と言い換えられ、さらに、刊行物 1 事項の「ロードポート」は、本件発明の「固定棚」ということができるとして、同解釈に基づく刊行物 1 事項の構造を再度認定（再解釈）した上、③同再度認定した後の刊行物 1 事項の構造を、刊行物 2 発明に適用可能か否かを検討したものである。

しかし、上記再度認定した構造は、刊行物 1 事項の具体的な構成を、本件発明の構成に相当するものと言い換えて得られたものであるから、刊行物 1 事項を包含する上位概念というべきものであり、刊行物 1 事項そのものではない。このような認定方法は、刊行物 1 事項の刊行物 2 発明への適用の容易想到性を検討する前に、刊行物 1 に記載された具体的な構成を捨象して、適用対象となる事項を認定するものであり、結果として容易想到性の判断の誤りをもたらす危険性が高く、相当ではないというべきである。」